

・適正規模・適正配置を考える上での具体的な取り組み

1. 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会（庁内における検討）

学校施設の適正規模・適正配置に関しては、特に適正配置について、合併時からの検討課題であり、第一次行政改革での検討項目でもあった。

今回、第二次行政改革においても検討事項になることから、教育委員会における重要な課題であると据え、学校教育部内で検討委員会を設置し、精力的に検討を行っている。

各課での連絡を密にし、学校施設のあるべき規模・配置について教育委員会事務局としての基本方針を作成していくこととしている。

部内検討委員会としては、従来のような職位、職層に分かれた委員会ではなく、部会を横断した委員会としている。委員は次の13名である。

- 学校教育部・・・部長
- 教育庶務課・・・課長、主幹、庶務係長、施設係長
- 学務課・・・課長、学務係長、保健給食係長
- 指導課・・・課長、統括指導主事、教職員指導係長
- 教育相談課・・・課長、主任

部内検討委員会の開催経緯

	開催日時	検討項目
第1回	平成17年9月2日(金)	・ 部内検討委員会の進め方について
第2回	9月28日(水)	・ 適正規模、適正配置について ・ 児童・生徒数の推移
第3回	10月24日(月)	・ 中学校給食 ・ 児童・生徒数の推移と今後の推計(第2回会議資料の説明)
第4回	11月24日(月)	・ 少人数指導*1・習熟度別指導*2
第5回	12月22日(木)	・ 学校施設 建替え・更新計画について
第6回	平成18年1月30日(月)	・ 小中一貫教育*3 ・ 40人学級の見直し
第7回	2月20日(月)	・ 通学区域の見直し ・ 学校敷地と敷地周辺道路
第8回	4月27日(木)	・ 特別支援教育*4について
第9回	5月25日(木)	・ 平成18年度の委員会の進め方とスケジュールについて ・ 検討9項目における課題及び留意点の洗い出し ・ 喫緊の課題

*印の用語は次頁参照

第10回	7月19日(水)	・ 西東京市における小・中学校の適正規模について ・ 喫緊の課題
第11回	平成19年1月30日(火)	・ 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会 中間報告
第12回	2月19日(月)	・ 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会 報告書

各課係ヒアリングの実施

1	平成18年11月13日(月)	指導課教職員指導係	特別支援教育との関連 小・中一貫教育との関連 少人数指導、習熟度別指導 40人学級の見直し
2	11月14日(火)	学務課保健給食係	中学校給食
3	11月17日(金)	教育相談課教育相談係	特別支援教育との関連
4	同上	教育庶務課施設係	学校教育施設建替え
5	11月21日(火)	学務課学務係	特別支援教育との関連

事務局打合せ

1	平成18年10月19日(火)	・ 支援業務の進め方、全体スケジュールの確認
2	11月30日(木)	・ 将来の児童・生徒推計 結果報告 ・ ヒアリング実施概要、とりまとめ報告 ・ 学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方、現状維持改善案、改革案の捉え方確認
3	12月12日(木)	・ 将来の児童・生徒推計 結果報告(修正)
4	12月22日(木)	・ 学校施設適正規模・適正配置 中間報告(たたき案)について
5	12月27日(火)	・ 学校施設適正規模・適正配置 中間報告(第1次案)について
6	平成19年1月11日(木)	・ 第一次案の課題確認・整理について
7	1月26日(金)	・ 学校施設適正規模・適正配置 中間報告(第2次案) ・ 第11回部内検討委員会の開催について
8	2月6日(火)	・ 中間報告の課題確認・整理について
9	2月13日(火)	・ 学校施設適正規模・適正配置 報告書(案)について

*1 少人数指導:

学級数を超える集団数に分割(例:2学級を3分割)、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導方法。

*2 習熟度別指導:

学年・学級を習熟の程度に応じて小集団に再編成し、効果的・効率的に学習指導を進める方法。

*3 小中一貫教育:

小・中学校連携を進めて、9年間を見通した教育課程を編成し、中学校進学時の不安を取り除くことにより、円滑な接続を図る方法。

*4 特別支援教育:

従来の特教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒の教育ニーズに対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

以下では、これまでの検討委員会での検討状況について各回ごとの内容を含め、簡単にまとめる。

第1回 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

日時：平成17年9月2日（金）13：20～15：00

場所：保谷3階 教育委員会会議室

議題：1. 部内検討委員会の進め方について

学校教育部内で検討委員会を設置し、精力的に検討していく。

各課での連絡を密にしたうえで、学校施設のあるべき規模・配置について、教育委員会事務局としての基本方針を策定する。検討については以下の項目で進める。

学校施設の適正規模・適正配置を進めるうえでの検討項目

（1）適正規模・適正配置について

学級数がおおむね12学級から18学級であること。通学距離は、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内であること。以上の2点を基本とし見直しを検討する。

（2）通学区域の見直し

当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを検討する。

（3）児童・生徒数の推移

現在の児童・生徒数は微増傾向にあるが、学校施設の適正規模・適正配置の検討にあたっては、児童・生徒数の推移を見極め検討する。

（4）特別支援教育との関連

心身障害教育の充実を目指し、学校施設の適正配置、余裕施設の有効活用を検討するにあたり、特別支援教育との関連を視野に入れ検討する。

（5）学校教育施設建替え・更新計画

市内の小・中学校あわせて16校が、昭和30、40年代の建物であり、老朽化している建物が半数となっている。学校教育施設の建替え・更新計画を視野に入れ検討する。

（6）小・中一貫教育との関連

小・中学校9年間を見通した教育課程を編成し、中学校進学時の不安を取り除

くことにより、学習や生活態度が小学校から中学校へ円滑に移行することが出来る、小・中一貫教育を視野に入れ検討する。

(7) 少人数指導、集熟度別指導

個に応じた指導の充実を拡大するため、授業を行う教室を確保する必要がある。少人数指導等を視野に入れ検討する。

(8) 中学校給食

現在は弁当外注方式を採用しているが、中学校給食を視野に入れ検討する。

(9) 40人学級の見直し

現在は1学級40人での学級編成となっているが、今後の「学校が自らの裁量で学級編成を行えるように制度を改正する方針を固めた」という国の動向をにらみながら、少人数学級を視野に入れ検討する。

【経緯】

- ・平成14年度から16年度まで、第1次行財政改革大綱で「学校の統廃合」が挙げられていたが、成果をみずに3年が経過した。
- ・第2次行財政改革大綱(西東京市地域経営戦略プラン)でも、これを引き継ぎ位置づけられている。
- ・「公共施設の適正配置・有効活用」と「学校施設の適正配置」をリンクして進めていく。

【問題点】

- ・他部署から見ると、どの学校も教室に余裕があるとの印象がある。
- ・空き教室が教室以外に転用されている
- ・校舎建設時の需要数と、現在の需要数に差がある
- ・小中学校ごとの通学距離の現状を把握する必要がある
- ・通学距離については、法律でその最長距離を規定しているが、本市の現状では、この通学距離に相当する通学区域はない。
- ・児童数と校舎面積がアンバランスとなっている。(中原小・住吉小など)

【方針】

- ・第2次行革の中で着手するために、議論を早く進めていく。
- ・様々な視点から問題・課題を整理し、あるべき姿を考える。
- ・各学校ごとの具体的な問題点を抽出し、検討する。(3月までに各課での問題点を抽出、4月以降委員会で検討)
- ・特別支援教育や少人数学級を視野に入れ検討する。
- ・どこの学校をどう配置するのか、具体的な検討を進める。
- ・議論の中で出される各担当者からの項目を検討していく。
- ・学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会はできるかぎり毎月行う。

【資料】

資料 1 ・ 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会 事務日程

資料 2 ・ 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会 実施要領

資料 3 ・ 検討項目別 資料担当（案）

学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会 事務日程

番号	項目	17年 .8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	19年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年 1月	2月	3月	4月
1	検討項目の設定	↑																																
2	他市の調査・研究	↑																																
3	個別項目検討 ・適正規模・適正配置 ・通学区域の見直し ・児童・生徒の推移 ・特別支援教育との関連 ・学校教育施設建替え・更新計画 ・小・中一貫教育との関連 ・小人数指導、習熟度別指導 ・中学校給食 ・40人学級の見直し	↑																																
4	懇談会発足準備及び設置	↑																																
	公務市民選定委員会	↑																																
	市報掲載	↑																																
5	パブコメ・市民説明会	↑																																
6	教育委員会	↑																																
		<p>同時並行に検討 ・ 平成19年3月までに、方針(案)の作成</p> <p>設置</p> <p>要綱設置</p> <p>調整・資料整理</p> <p>要綱設置</p> <p>審正・</p> <p>通知</p> <p>12/15 1/15</p> <p>公表掲載</p> <p>適切</p> <p>市民参加</p> <p>意見 を 反映</p> <p>平成20年4月を目途に調査・検討・報告</p> <p>平成20年4月以降に教育委員会で決定</p>																																

学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会実施要領

第1 目的

学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、西東京市の児童・生徒の良好な教育環境の整備化を図るため、学校の適正規模・適正配置基本方針（部内案）を作成することを目的とする。

第2 検討項目

適正規模・適正配置基本方針の作成にあたっては、下記の検討項目を基本に検討する。

- (1) 適正規模、適正配置について
- (2) 通学区域の見直し
- (3) 児童・生徒数の推移
- (4) 特別支援教育との関連
- (5) 学校教育施設建替え・更新計画
- (6) 小・中一貫教育との関連
- (7) 少人数指導、習熟度別指導
- (8) 中学校給食
- (9) 40人学級の見直し
- (10) その他

第3 検討対象施設

19小学校・9中学校、計28校

小 学 校		中 学 校	
1	田無小学校	1	田無第一中学校
2	保谷小学校	2	保谷中学校
3	保谷第一小学校	3	田無第二中学校
4	保谷第二小学校	4	ひばりが丘中学校
5	谷戸小学校	5	田無第三中学校
6	東伏見小学校	6	青嵐中学校
7	中原小学校	7	柳沢中学校
8	向台小学校	8	田無第四中学校
9	碧山小学校	9	明保中学校
10	芝久保小学校		
11	栄小学校		
12	泉小学校		
13	谷戸第二小学校		
14	東小学校		
15	柳沢小学校		
16	上向台小学校		
17	本町小学校		
18	住吉小学校		
19	けやき小学校		

第4 構成

委員構成については、別表のとおり。

第5 委員長及び副委員長

検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学校教育部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育庶務課長、学務課長をもって充てる。
- 4 委員長が欠けたときは、副委員長（列挙順）がその職務を代理する。

第6 会議

検討委員会は、必要に応じ随時開くものとする。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者または職員の出席、資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、学務課において処理する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

別 表 (第 4 関係)

委 員	
学校教育部長	村 野 正 男
学校教育部教育庶務課長	二 谷 保 夫
学校教育部主幹	小 野 隆
学校教育部学務課長	富 田 和 明
学校教育部指導課長	大 町 洋
学校教育部指導課統括指導主事	中 村 豊
学校教育部教育相談課長	長 澤 和 子
教育庶務課 庶務係長	白 井 清 美
施設係長	上 岡 洋
学務課 学務係長	久 保 鷹 夫 (18.3.31 まで)
保健給食係長	保 谷 俊 章
指導課 教職員指導係長	飯 島 伸 一
教育相談課 主任	宮 崎 洋 子

検討項目別 資料担当（案）

検討項目	作成資料（一例）	資料担当	時期
	学校統廃合に関する文部省通知 区市町村別統廃合に関する審議会及び統廃合の実施状況 小規模校大規模校	学務課 学務係	
(1) 適正規模、適正配置について	小学校別学級数・児童数(過去10年) 中学校別学級数・生徒数(過去10年)	学務課 学務係	平成17年9月
(2) 通学区域の見直し	通学区域(現在) 通学区域の変更状況 学校別通学距離	学務課 学務係	平成18年2月
(3) 児童・生徒数の推移	児童数推計(今後7年) 生徒数推計(今後7年)	学務課 学務係	平成17年9月
(4) 特別支援教育との関連	実施方法 特別支援教育実施時の「特別支援教室の設置数」「巡回相談室等の部屋数」	学務課 学務係 指導課 教職員指導係 教育相談課 教育相談係	平成18年3月
(5) 学校教育施設 建替え・更新計画	学校別教室数・転用数(現在) 学校別校舎建設年月日 学校別増改築年月日 通常教室の施設基準(教室等の大きさ) 心身障害学級の施設基準(教室の大きさ)	教育庶務課 施設係	平成17年12月
(6) 小・中一貫教育との関連	実施の有無 実施方法	指導課 教職員指導係	平成18年1月
(7) 少人数指導、習熟度別指導	現在の実施状況 今後見込まれる必要教室数 少人数指導実施の場合の施設基準	指導課 教職員指導係 (教育庶務課 施設係)	平成17年11月
(8) 中学校給食	学校給食運営審議会における中学校給食に関する審議状況	学務課 保健給食係	平成17年10月
(9) 40人学級の見直し	実施の有無 少人数学級実施の場合の施設基準	指導課 教職員指導係 (教育庶務課 施設係)	平成18年1月

注) 印は、現時点では資料作成が難しいもの

第2回 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

日時：平成17年9月28日(水) 15:00~17:00

場所：保谷3階 教育委員会会議室

議題：1. 適正規模、適正配置について
2. 児童・生徒数の推移

【現状】

- ・ 教室が不足することに関して、当面は、一時転用を見直す。

【問題点】：

- ・ 3年で適正規模・適正配置の結論が出たとしても、その後に着手となり、実際は4~5年後となる
- ・ 「教育プラン21」では統廃合について触れていない。

<学校別分析> 特に問題が出された学校のみ記述

保谷第一小学校・・・ワンルームマンションが多い。

谷戸小学校・・・・・・動きが流動的で予測が難しい。

マンションが段階的に建っている。

指定校変更特例措置を申請し、中原小学校 谷戸小学校への流れが多い。

東伏見小学校・・・私立中学校進学者が多い学区。

都道建設による立ち退きも影響し、減少傾向。

中原小学校・・・・・・ひばりが丘団地は、建替えのため新規募集はしていない。

校舎が老朽化している。

向台小学校・・・・・・石川島播磨重工の跡地開発は、平成18年より開始予定。

碧山小学校・・・・・・ボーダー(37~40人)の学級が多く、数人増えると学級増になる。

栄小学校・・・・・・道路は出来たが、農地が多い。第一種低層住居専用地域なので、一戸建が多い。

泉小学校・・・・・・指定校変更特例措置で谷戸小学校へ行く人が多い。

谷戸第二小学校・・・児童数が、平成7年度から17年の10年間で90人増。

東小学校・・・・・・平均5人ずつ減少。

柳沢小学校・・・・・・通学区域の人口減少。

上向台小学校・・・保谷第二小学校の新入生の約15%が上向台小学校へ移動。

三共跡地の大型マンション建設による児童数の大幅な増あり。

けやき小学校・・・学校選択制ではそれほど移動は出なかった。

中学校全体（私立中学校への進学者が増加）

田無第二中学校・谷戸二丁目が中原小学校と谷戸小学校が入り組んでいる。そのため、田無第二中学校とひばりが丘中学校は相関関係にあり、一方の生徒が増えると一方の生徒が減少。

柳沢中学校……田無地区の中学校、私立中学校への進学者が多い。

明保中学校……学校選択制で保谷中学校へ進学する者が多い。（明保中学校 35人 保谷中学校、保谷中学校 2人 明保中学校）

【課題】

- ・ 今後3年間、転用の見直しだけでよいのかどうかの検討。
- ・ 学校施設適正規模・適正配置の着手期間などを見越しての先取り実施の検討。

第3回 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

日時：平成17年10月24日(月)9:00~11:00

場所：保谷庁舎4階 理事者室

議題：1. 中学校給食

2. 児童・生徒数の推移と今後の推計(第2回会議資料の説明)

1. 中学校給食

【現状】

- ・ 現在は中学校全校で弁当外注方式を採用。
- ・ 中学校給食をテーマに入れたのは、将来実施した場合、配膳室等の増改築など施設面での改修が必要になってくる。

【問題点】:

- ・ 給食費管理など、学校の負担が増える。
- ・ 給食法に基づく完全給食は、公費負担が生じる。
- ・ 実施の方法によっては、増改築・用途地域の問題もある。

【課題】

- ・ 中学校給食のいくつかの方法について、増改築、用途地域の問題を含めた適正規模・適正配置の検討を考慮しなければならない。

【資料】

資料1・西東京市学校給食運営審議会答申「西東京市中学校における給食について」

西東京市立中学校における
給食について

答 申

平成 14 年 8 月

西東京市立学校給食運営審議会

西東京市立中学校における給食について

(答 申)

<目 次>		頁
1	はじめに — — — — —	1
2	実施方法 — — — — —	2
3	条件整備 — — — — —	2
4	施設整備 — — — — —	2
5	配慮すべき事項 — — — — —	2

<資 料>

- 1 西東京市立中学校における給食について（諮問）
- 2 中学校給食調査委員会調査結果について（報告）

<協議経過>

- 1 平成 14 年 7 月 12 日 第 1 回審議会 諮問、諮問内容の説明について
小学校給食調理業務評定のまとめについて
- 2 平成 14 年 7 月 18 日 第 2 回審議会 試行実施についての基本的方針について
- 3 平成 14 年 8 月 9 日 第 3 回審議会 試行実施についての条件整備について
答申案について
- 4 平成 14 年 8 月 23 日 第 4 回審議会 答申案について
答申

1 はじめに

西東京市立学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）は、平成14年7月12日、西東京市教育委員会 茂又好文教育長から、西東京市立中学校における給食について、当日でも注文可能な弁当外注方式で早期に試行実施するにあたり、その基本的方針、条件整備等についての諮問を受け、4回の審議会で慎重に審議を行ってきた。

中学校給食は、栄養のバランスのとれた給食を提供することにより、生徒の健康増進、体位の向上、食事について正しい理解と望ましい習慣、社交性を養うこと等を目的としている。

今日における社会環境の変化、生活様式や食生活の多様化などから、保護者や生徒からも中学校給食を望む声が多くある反面、自宅弁当を希望する保護者の声も多くある。

また、西東京市における中学校給食は、合併時の新市建設計画の中で、市民や専門家と共に給食の適切なあり方について検討し、導入に向けて積極的に取り組むこととなっている。

こうした状況を踏まえて、何らかの方法で、中学校給食を実施すべきものと思量するが、その方法として、下表の方法がある。「自校方式、親子方式、共同調理場方式、自宅弁当・弁当外注委託併用方式」は、いずれも、既存施設の大幅な改修や、設備等の新設が必要になるなど、多くの課題、問題点がある。加えて、厳しい財政事情を考えると、多額の財政負担が必要となり、これらの方式での実施は困難であると思われる。

成長期にある中学校の生徒に対して、健康の保持、体位の向上などの面から栄養のバランスのとれた給食は必要であると考え、現状では、その生徒にあった家庭からの弁当が適していると思われる。

しかしながら、何らかの事情で弁当を持参できない生徒に対し、希望により当日でも栄養のバランスのとれた弁当を注文できる、弁当外注方式による給食を試行実施することは至当であるとの結論に達した。

実施方法	内 容	対象者	課題・問題点	当初事業費 (単位千円)
自校方式	各学校において給食調理施設を整備し調理業務を行う	すべての生徒を対象	給食室施設・設置の新設 設置場所の確保 校舎の改修(ダムエター・配膳室等)	1校あたり 266,000
親子方式	小学校の給食施設で、自校分・中学校分の調理を行う 中学校へ給食を配送する	すべての生徒を対象	小学校給食施設の増築改修 中学校配膳室・ダムエター等設置 小中学校の加り内容の対応	親 107,575 子 27,700 計 135,275
共同調理場方式	中学校の全校分を一括調理する 各校へ配送する	すべての生徒を対象	準工業地域での用地確保 中学校配膳室・ダムエター等設置	9校分 1,229,950
自宅弁当・弁当外注委託併用方式	市の栄養士の指示のもと給食業者に調理業務を委託し弁当として配送回収する	希望者のみを対象	食材の発注で5-6日前に注文が必要 注文後の取消・当日注文ができない	1校あたり 52,778
弁当外注方式	市と弁当業者とで協定を結び業者が作った弁当を販売する	希望者のみを対象	当日注文ができる。 生徒が学校へ現金を持参することで、事故等の対策	1校あたり 7,940

(事業費については教育委員会試算数値)

2 実施方法

- 1) 家庭から弁当を持参することを基本とすること。
- 2) 現在パン販売業者が販売している学校は、パン販売を継続すること。
- 3) 弁当注文及び受渡しをするために、配膳員を配置すること。

3 条件整備

- 1) 試行実施を始める前に市報で広報するとともに、保護者説明会を実施し広く周知すること。
- 2) 生徒が現金を学校に持参することに関し、学校の理解と協力を求めること。
- 3) 生徒が現金を持っている時間を極力短くするよう、注文方法を工夫すること。

4 施設整備

弁当を適切に管理保管し食中毒を防止するために、配膳室の設置及び必要な備品等を整備する必要がある。

5 配慮すべき事項

- 1) 弁当業者、小学校栄養士、学校関係者、教育委員会で、(仮称)西東京市立中学校給食運営協議会を設置し、給食の安全性を確保するために、定期的を開催すること。
- 2) 食材・食器等の安全性に配慮するよう指導すること。
- 3) 弁当業者選定については、厳正に選定すること。
- 4) 中学校における牛乳給食のあり方については、保護者、生徒、教職員の意見等も踏まえ検討する必要がある。



平成 14 年 6 月 3 日

西東京市教育委員会
教育長 茂 又 好 文 様

中学校給食調査委員会
委員長 田 口 秀 幸

中学校給食調査委員会調査結果について（報告）

中学校給食の実施について、中学校調査委員会で調査、検討の結果、次のとおり結論を得ましたので報告します。

記

実施方法

調査委員会では、中学校給食を実施する方法について、調査検討してきました。その方法としては、「自校、親子、共同調理場、自宅弁当・弁当外注委託、（別添参照）等があるが、いずれも施設、設備等の設置など多くの課題を抱えていることや財政状況の実情から現段階での実施は極めて困難と思われる。

更に、学校給食法で中学校給食を実施するにあたっては、次のような課題がある

- ① 新学習指導要領に基づく授業時間の延長。
- ② 給食時間の確保。
- ③ 放課後の部活動への影響。
- ④ 教員の勤務時間の割振り。（教員の休憩時間）

こうした観点から学校給食法での、中学校給食の実現は困難である。

しかしながら、中学校給食における昼食については、自宅弁当を希望する保護者も多く有るが、何らかの理由で弁当を持参できない生徒への対応など、中学校給食を望む声も多くある。したがって、その対応として、当日でも弁当が注文できる「弁当外注（斡旋）方式」で実施することが望ましいと思慮する。

実施内容

- 1 弁当業者、教育委員会と協定を結び、弁当を生徒、教職員等に販売する。
- 2 弁当外注の申込に対する処理及び受渡しを行うため、当該校に配膳員を置く。
- 3 弁当業者、小学校栄養士、学校関係者、教育委員会と（仮称）西東京市立中学校弁当外注運営協議会を設置する。
- 4 弁当の調理、配送について、（仮称）西東京市立中学弁当外注実施細則を作成する。

- 5 現パン販売業者が販売している学校は、パン販売を継続する。

業者選定方法

- 1 市内で営業している、弁当業者とすること。
- 2 栄養士を雇用していること。
- 3 調理施設衛生管理マニュアル及び食中毒調査マニュアルを作成していること。
- 4 2年以内に行政処分を受けていないこと。
- 5 集団給食（弁当）の業者で実績があること。

弁当注文方法

- 1 弁当希望者は、弁当申込書に必要事項を記入し、申込書と現金を「申込袋」に入れ指定された箱に入れる。
- 2 弁当希望者が、申込を行った後の取消はできない。

実施にあたっての留意点

- 1 生徒が現金を学校に持参している時間は、できるだけ短い時間とする。
- 2 配膳員の配置は、牛乳給食実施校は、牛乳・弁当配膳員2名を配置すること。
牛乳給食未実施校は、弁当配膳員1名を配置すること。
- 3 配膳員は、臨時職員とし1日4時間とすること。

牛乳給食の実施について

中学校の牛乳給食実施校は継続し、未実施校については、牛乳を飲まない生徒が多く予想されるため実施はしない。

弁当外注方式試行実施の中で、保護者等の要望が多く出されれば検討する。

第4回 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

日時：平成17年11月24日(月)10:15~12:00

場所：保谷庁舎3階 教育委員会会議室

議題：1. 少人数指導・習熟度別指導

【現状】

- ・ 加配教員数により、使用教室数が異なる。
- ・ 谷戸小学校は2年連続で「2名加配」を申請しているが、2人は難しい。
- ・ 平成17年度西東京市立小・中学校のT・T*1と少人数指導(加配教員)の取り組み状況
< 小学校 >
 - ・ 全校1名配置(1人約20時間の授業)
 - ・ T・T 5校、少人数指導 13校、T・Tと少人数指導を併せて実施 1校< 中学校 >
 - ・ 配置なし 柳沢中学校
 - ・ 1名配置 保谷中学校(数学)、ひばりが丘中学校(理科)、田無第四中学校(英語)、明保中学校(理科)
 - ・ 2名配置 田無第一中学校(保健体育、理科)、田無第三中学校(数学、英語)、青嵐中学校(理科、社会)
 - ・ 3名配置 田無第二中学校(数学、保健体育、理科)
 - ・ 学校によっては、学習室や集会室を使って少人数指導をすることもある。
 - ・ 使用する教室はできるだけ近くにあることが望ましい。

【問題点】:

- ・ 東小学校は算数教室が離れた場所にある。
- ・ 文部科学省の有識者会議報告(教職員配置等の在り方に関する調査研究協力者会議)によれば、教室数の不足も考えられる。
- ・ 学校選択制度の受入を増やすと少人数指導の教室が確保できなくなる。
- ・ 「習熟度別指導」により、グループごとの人数にアンバランスが生じることもある。

【課題】

- ・ 少人数指導という教室を優先的に確保すること。
- ・ 習熟度別指導のグループ分けに関しては、保護者や子どもに決めさせる。(選択させる)
- ・ T・Tから少人数指導に移行させるための、普通教室の活用。

【資料】

資料1・平成17年度小中学校加配決定校一覧

資料2・教室使用状況一覧表(小学校)(平成17年5月1日現在)

資料3・教室使用状況一覧表(中学校)(平成17年5月1日現在)

*1 T・T(ティームティーチング):

1つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の定着を目指す指導方法。

平成17年度小・中学校加配決定校一覧

No.	学校名(小学校)	実施教科	学級数	実施時数	区分	TT・少人数
1	田無小学校	国算1~6学年	22	24	継続	少人数
2	保谷小学校	算数3・4学年、理科5・6学年	12	19.4	継続	T、T少人数
3	保谷第一小学校	算数3~6学年	17	18	継続	少人数
4	保谷第二小学校	算数1~5学年	18	18	継続	少人数
5	谷戸小学校	算数3~6学年	14	17.9	継続	少人数
6	東伏見小学校	算数3~6学年	18	17.2	継続	少人数
7	中原小学校	算数1~6学年	12	19.4	継続	少人数
8	向台小学校	算数2~6学年	19	20	新規	少人数
9	碧山小学校	算数2~6学年	15	20	継続	少人数
10	芝久保小学校	算数2~6学年	12	21.6	継続	少人数
11	栄小学校	算数4~6学年	18	20.9	継続	少人数
12	泉小学校	算数3・4学年、理科5・6学年	12	20	継続	T、T
13	谷戸第二小学校	算数4・5学年	17	20	継続	T、T
14	東小学校	算数3~6学年	12	16	継続	少人数
15	柳沢小学校	算数2~6学年	13	20	継続	少人数
16	上向台小学校	算数3・4学年、理科5・6学年	16	20	継続	T、T
17	本町小学校	理科3~6学年	12	20	継続	T、T
18	住吉小学校	生活1・2学年、理科3~6学年	12	20	継続	T、T
19	けやき小学校	算数3~6学年	21	17.2	継続	少人数
No.	学校名(中学校)	実施教科	学級数	実施時数	区分	TT・少人数
1	田無第一中学校	保健体育 1~3学年	10	18.2	継続	T、T
1	田無第一中学校	理科 1~3学年	10	15.2	継続	T、T
2	保谷中学校	数学 1~3学年	15	22	継続	T、T
3	田無第二中学校	数学 1~3学年	11	14	継続	少人数
3	田無第二中学校	保健体育 1~3学年	11	18	継続	T、T
3	田無第二中学校	理科 1~3学年	11	14	継続	T、T
4	ひばりが丘中学校	理科 1~3学年	12	12	継続	T、T
5	田無第三中学校	英語 1~3学年	12	14	継続	少人数
5	田無第三中学校	数学 1~3学年	12	14	新規	少人数
6	青嵐中学校	理科 1~3学年	12	16	継続	少人数
6	青嵐中学校	社会 1~2学年	12	16	継続	T、T
8	田無第四中学校	英語 1~3学年	13	17	継続	少人数
9	明保中学校	理科 1~3学年	8	21.9	継続	少人数

第5回 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

日時：平成17年12月22日(木)15:00~17:00

場所：保谷4階 B会議室

議題：1. 学校教育施設 建替え・更新計画について

【現状】

- ・ 中原小学校は一団地指定*1(幅員の大きな道路に接する敷地と、幅員の小さな道路に面する敷地を一体として建築計画を行う制度)から外れた。
- ・ 谷戸小学校は一時転用教室が1室。
- ・ 碧山小学校は一時転用教室が1室。
- ・ 上向台小学校は一時転用教室が3室。
- ・ 平成20年度より校舎の改修を行っていく。
- ・ 校舎の改修工事に関しては、夏休みの40日間で工事を行う必要がある。
- ・ 1校の大規模改修には、2ヵ年が必要
- ・ 住吉小学校は、校地が接する道路に接続する道路の幅員が狭く、工事車両が入れない。
- ・ 柳沢小学校は幅員6m以上を確保できるが、11tの工事車両は曲がれない。
- ・ ひばりが丘中学校は、市道に面している部分が少ない。
- ・ 小中一貫教育の研究を平成18年より行う。

【問題点】:

- ・ 谷戸小学校は2学級以上増える場合は、プレハブになる。碧山小学校は2学級、上向台小学校は4学級以上の増加でプレハブ対応となる。
- ・ 特定地域に児童が増加すると、対応が難しい。
- ・ 校舎の改修に関しては、1校あたりフルスペック*2で約5~6億円が必要。
- ・ 都の安全条例により、敷地に接する道路の幅員を6m以上確保しなければならないが、周辺道路の幅員が満たない学校もある。

【課題】

- ・ 校舎の改修に関しては、企画課との協議による。改修部位を見直す(事業費の圧縮。)
- ・ 都の安全条例*3をクリアできない学校をどうするか(クリアできない要件の把握。)
- ・ けやき小学校の統廃合効果として、人件費・光熱費・維持管理費等の総合的検証。
- ・ 統廃合のメリットに結びつく資料の作成。(ハード、ソフト両面からの検討が必要)

*1 一団地指定(一団地の住宅施設):

都市計画法に基づく都市施設の一つで、良好な住環境を有する住宅の集団的建設とこれに付随する道路、公園などの公共・公益的施設の総合的な整備を図ることを目的に指定したもの。

*2 フルスペック(Full-Spec)

直訳では、「最大限の仕様」となる。この場合、「最高仕様での見積」という意味。

*3 東京都建築安全条例:

東京都が独自に制定している条例の名称。

地域の特殊性により、建築物の敷地、構造等の規定を条例で付加できるよう建築基準法に定められている。

議題：1. 小中一貫教育

2. 40人学級の見直し

1. 小中一貫教育

【現状】

- ・ 本市では「小中連携教育」から入る。
- ・ 実施方法は「校舎一体」「近隣の小中学校間の連携」「小中学校のどちらかに統合」の3通り。
- ・ 保護者は小中一貫校で、8年間で義務教育課程を終わらせ、残りの1年間は受験指導を行う事を期待している。
- ・ 一貫校を希望しない保護者もいる。(私立への進学を視野に入れている場合など)

【問題点】

- ・ 小学校から中学校への進学時にギャップがあり、不登校児が増加。
- ・ 現在の学習指導要領においては、転入生を考慮すると先送り学習は出来ない。
- ・ 教員人事配置の問題がある。
- ・ 教員の意識として、小中一貫のメリットをあまり感じていない。(特に小学校では、6年間完結型と考えている場合がある)
- ・ 時程の設定として小学校は45分、中学校は50分という違いが見られる。
- ・ 教員免許、教員の採用。(数年かけて職員の異動をしていかないと、中学校でも指導出来る小学校教員が揃わない)

【課題】

- ・ 小学校から中学校への進学時のギャップの解消。
- ・ 自由選択制の対応。
- ・ 現在の施設条件で実施できる小中一貫校の検討(近隣の小学校-中学校間で行う方法)

2. 40人学級の見直し

【現状】

- ・ けやき小学校は30人学級を実施すると教室は28教室になりプレハブ対応も必要である。
- ・ 向台小学校においても、不足する教室については、プレハブ対応も必要となる。
- ・ 教室がない場合の少人数指導の実施方法としては、1教室を前向きと後向きとに分けて授業を行う方法がある。

【問題点】

- ・ いくつかの学校で、教室不足により、プレハブでの対応が出てくる。

- ・ 教員の採用に関しては、講師として独自採用を行っても講師では担任はできない。

【課題】

- ・ 30人学級の物理的な検討。
- ・ 恒久的な措置としての普通教室の転用の検討。
- ・ 中長期的な問題として、特別支援教室*1の設置なども検討していかなければならない。

【資料】

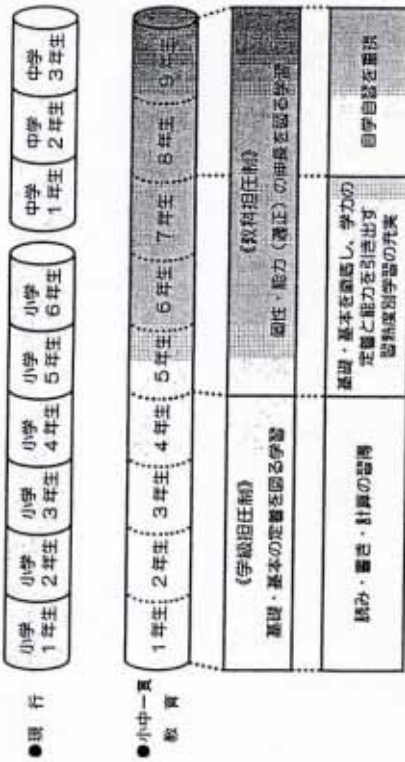
資料 1・小中一貫教育の考え方

***1 特別支援教室:**

特別な教育ニーズのある子どもたちのために、心身障害学級に代わり、小・中学校に設置する教室。これまで心身障害学級の対象であった児童・生徒に加え、LD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒も対象となる。

小中一貫教育の考え方

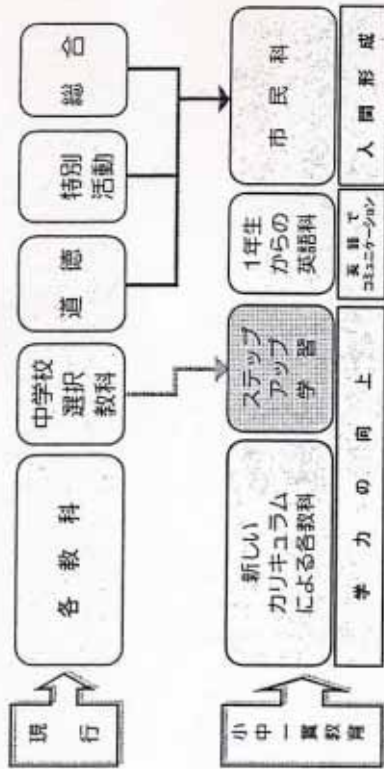
◎子どもの実態や身体・思考面の発達などを考慮し、現行の6・3制の中で、『4-3-2年』のまとまりで教育課程を柔軟に編成



- 【各教科】 1～9年生**
- 9年間継続性・系統性をもたせた柔軟な教育課程を編成し、学力の定着・伸長を図る。
 - ・教科の項目の充実、重点化、学び順序の整理、新しい内容の追加など大胆な再編成
 - 例えば「国語科」では
 - ・読書の時間を充実させる。
 - ・漢字の学習に重点をおき、3・4年生で読み書きの基本を定着できるように授業時間数を増やす。
 - ・ほかの教科とも関連させながら、読書の読解力を育てることを重視した指導を行う。
- ※標準授業時数は、現行より週2時間削減または

- 【ステップアップ学習】 5～9年生**
- 基礎・基本を徹底して身に付けるとともに、個々の子どもたちがもつ得意分野の優れた能力を引き出す。また、自ら学習しようとする力を伸ばす。
 - ・教科を選択
 - ・年齢を超えた学習集団の編成
 - ・習熟度別学習や課題別学習の選択
 - ・上級学年の学習内容も選択し入れた発展的学習

◎小中一貫教育の教育課程



- 【英語科】 1～9年生**
- 国際社会の中の日本人としての自覚をもち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力を養うことが求められているが、小学校からの英語科を通して、「広い視野でインシニアティブ(自分で決定し、自分で行動する能力)」をもちた実践的なコミュニケーション能力を育成していく。なお、小・中学校の9年間を「4-3-2年」のまとまりで、子どもたちの実態に順じた系統的で一貫性のある「英語科」を実現するため、以下のようなコンセプトをもとにカリキュラムを構成している。
 - ・1～4年生
 - ・英語によるコミュニケーションに「楽しむ」
 - ・5～7年生
 - ・英語によるコミュニケーション能力を「身に付ける」
 - ・8・9年生
 - ・英語によるコミュニケーション能力を「活用する」
- ※標準授業時数は、1・2年生 20時間、3～6年生 35時間、7～9年生 10¹⁾時間とする。

- 【市民科】の新設 1～9年生**
- 将来にわたり教養豊かな人格のある人間形成を目指し、子どもたち一人ひとりが自らの任り方や生き方を自覚し、生きる筋道を身につけながら、自らの人生観を構築する基礎となる資質と能力を育成する学習として、「市民科」を新設した。
 - この市民科の内容は、「自己管理」「人間関係形成」「自治的活動」「文化創造」「将来設計」の5つの領域で構成されており、9年間をおいて、子どもたちに自己のゆるぎない信念と理想をもたせるとともに、社会の一員として義務と責任を果たし、常に自己改善を図りながら自らの生き方に意味付けを行うことができるような学習を目指す。
- ※標準授業時数は、1～4年生 70時間、5～9年生 105時間とする。

資料 1

議題：1. 通学区域の見直し
2. 学校敷地と敷地周辺道路

1. 通学区域の見直し

【現状】

- ・ 通学距離の問題より、指定校変更特例措置制度で入学者が動いている。
- ・ 学校により、通学距離が様々で、特例措置での生徒の動きも異なる。
- ・ 中学校の選択制にはばらつきが見られる。(部活動の事情が影響)
- ・ 現在の通学区域を決めた際の基準は、文部科学省の通達以外には、特に基準らしいものはない。

【問題点】

- ・ 通学区域内の幹線道路や線路など。
- ・ 都市計画道路は、計画通りに進むと、地域が細分化される。

【課題】

- ・ 通学区域の見直しにつながる、要因の検証。

2. 学校敷地と敷地周辺道路

【現状】

- ・ 解体や、建替えが不可能な学校に関しては現在の建物を維持していく必要がある。
- ・ ひばりが丘中学校には、特例措置を含め、6校より進学してくる。

【問題点】

- ・ 建築基準法の改正により、既存建物は不適格*1であり、また東京都建築安全条例により、学校敷地と敷地周辺道路の関係で、再建築不可能な学校がある。
- ・ 栄小学校は学校入口の幅員が4mしかなく、建替えは不可能。
- ・ 住吉小学校、ひばりが丘中学校は道路狭あいにより、工事車両が入れなく、解体不可能。
- ・ 1つの小学校から4つの中学校へ分散する学校がある。

<学校別分析> 特に問題が出された学校のみ記述

田無小学校・・・中学校への進学時は、4つの中学校へ分散する。

保谷第一小学校・・・通学距離が1400mと、本市の中では遠い。

練馬区への移動も多い。

保谷第二小学校・・・通学距離が遠い。

柳沢小学校と隣接。

*1 既存建物は不適格(既存不適格建物)：

現行の建築基準法には抵触しているが、違法ではない建物

谷戸小学校・・・通学区域が、東大農場で分断。

谷戸第二小学校と隣接。

東伏見小学校・・・通学区域が鉄道で分断。

児童数は、今後下降傾向。

泉小学校・・・通学区域内を保谷 志木線が横断。(幅員は広くないが、交通量が多い)

保谷第二小学校・・・通学区域が長細い。

本町小学校・・・保谷小学校と近接。

中学校全体・・・田無第二中学校とひばりが丘中学校が近接。

ひばりが丘中学校と柳沢中学校の通学区域の形が変則的。

【課題】

- ・ 通学区域の見直しにつながる、要因の検証。
- ・ 不登校生徒のための「フリー教室*1」の設置の検討。

*1 フリー教室:

不登校傾向にある児童・生徒に対し、一人ひとりの個に応じた学習支援を行う教室。

第8回 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

日時：平成18年4月27日(木)10:00～12:00

場所：保谷4階 会議室A

議題：1. 特別支援教育について

【現状】

- ・ 全国調査*1で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の割合は、通常学級の児童・生徒の6.3%。本市に当てはめると、約800人強となる。

【問題点】:

- ・ 特別支援教室を設置した場合、現行の心身障害学級、通級指導学級をどうするかは未定。
- ・ どの児童・生徒が特別支援教室による指導対象になるかは、校内委員会・専門家チームで判断をする。

【課題】

- ・ 現状に近い、対象児童・生徒の把握。
- ・ 特別支援教室設置のための、各校の学校規模(児童数・生徒数・学級数)の見きわめ。
- ・ 学校間の取り組みによる格差。
- ・ 施設係と連携した特別支援教室の検討。

【資料】

資料1・特別支援教育について

*1 全国調査(「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国実態調査」):
特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が平成14年2～3月実施。対象校は全国370校。回収率98.9%

特別支援教育について

学務課 学務係

特別支援教育とは？

特別な場による従来の特殊教育から、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び教育的支援を行う、新しい教育体制のことです。

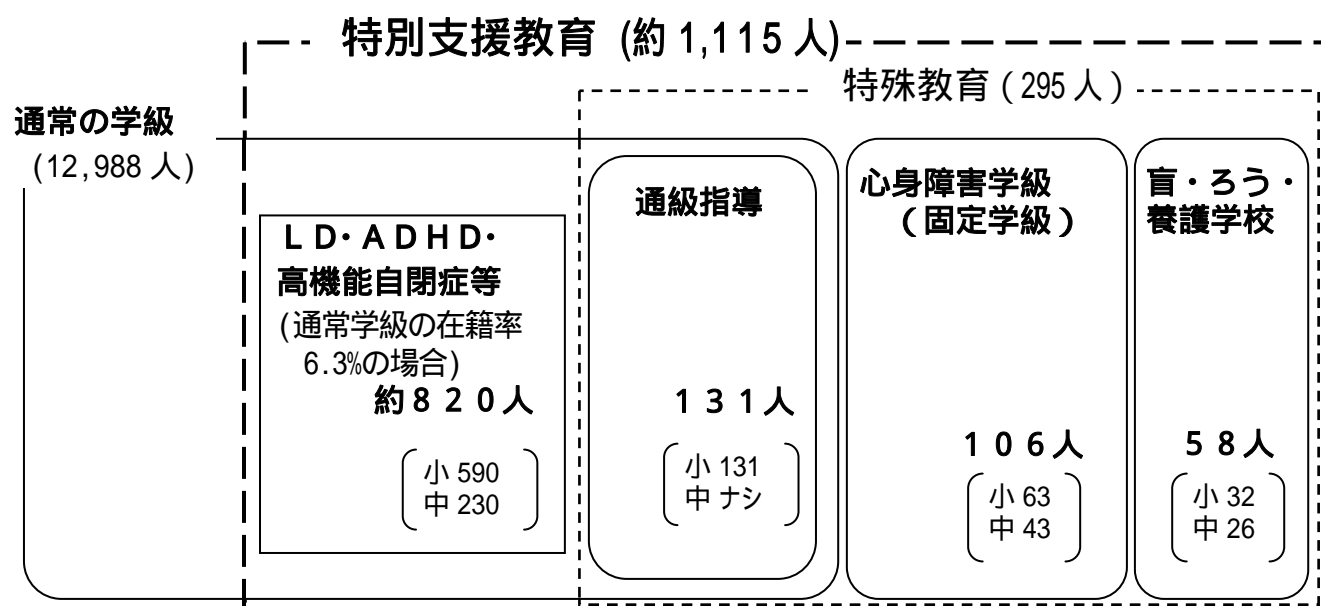
近年のノーマライゼーションの進展に伴い、これまでの特殊教育（東京都は「心身障害教育」という。）の対象の障害だけではなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）高機能自閉症を含め、障害のある児童・生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

特別支援教育

（障害のある児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、柔軟に、特別な教育的支援を行う）

特殊教育 [心身障害教育]

（障害の程度等に応じ特別の場で指導）



注 1 平成 18 年 1 月現在の西東京市における児童・生徒数を基にしています。

注 2 通常の学級における、LD・ADHD・高機能自閉症等の人数の試算に当たっては、文部科学省の調査結果数値を参考にしています。

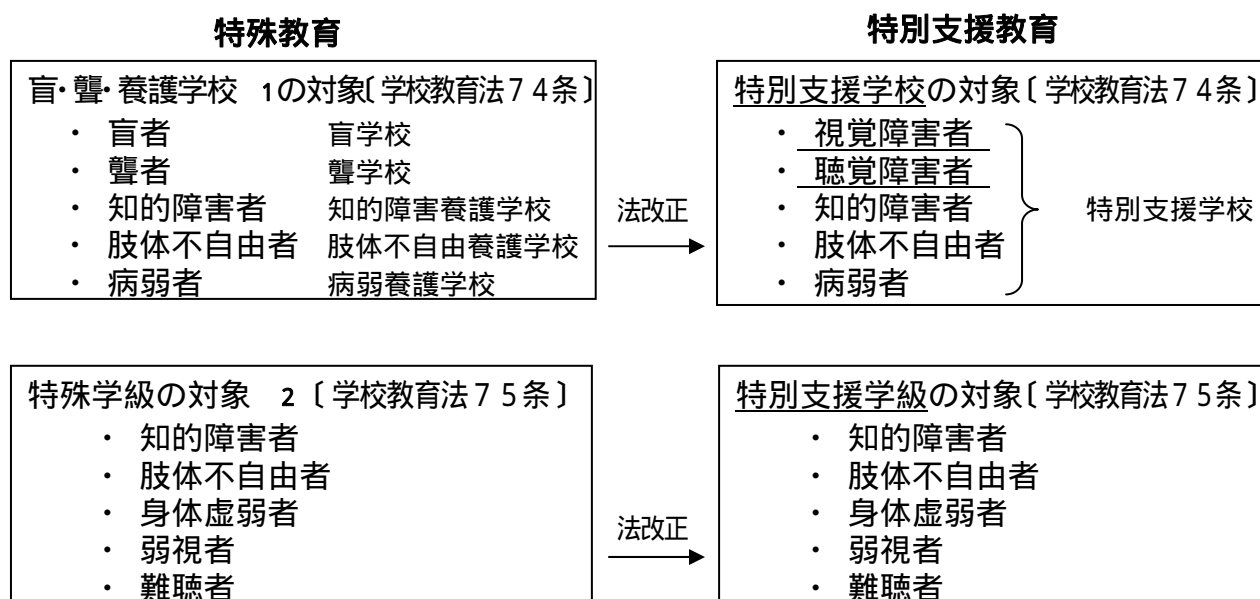
文部科学省の調査結果：通常学級の在籍率 6.3%

従来の特殊教育の対象児童生徒の割合 1.6%

関係法令の改正について

特殊教育から特別支援教育への移行に伴い、学校教育法等の改正が行われます。

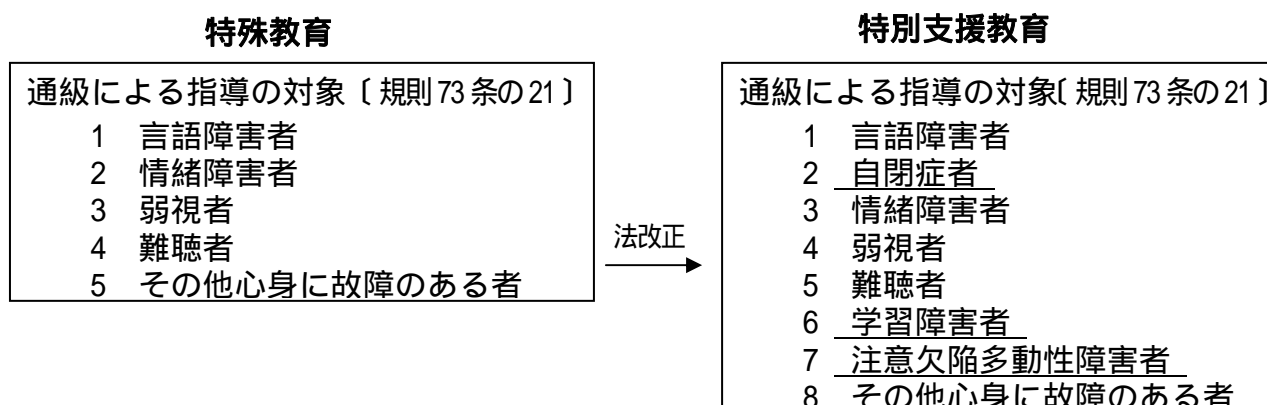
「盲・聾・養護学校 1」と「特殊学級」は、学校教育法第 74 条、第 75 条で規定されていますが、現在、国会で法案(「学校教育法等の一部を改正する法律案」)が審議されていて、成立すると、盲・聾・養護学校は「特別支援学校」になり、特殊学級は「特別支援学級」になります。施行予定は、平成 19 年 4 月 1 日です。



1 東京都では、「聾学校」を「ろう学校」という。

2 東京都では、「特殊学級」を「心身障害学級」という。

通級指導の対象は、学校教育法施行規則第 73 条の 21 で規定されています。この度の改正によって、自閉症者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者が、新たに、通級指導の対象になりました。施行は、平成 18 年 4 月 1 日です。



発達障害者支援法について

平成 16 年(2004)12 月 発達障害者支援法 成立
平成 17 年(2005) 4 月 発達障害者支援法 施行

法的な位置づけを明確に

これまで「障害」と見なされず、法律や制度の谷間におかれて、支援が受けられずにいた

早い時期から必要な支援を

乳幼児健診などで早期発見し、適切な支援につなげる。対応や環境を整えることで、障害に伴う問題を減らす。

自治体は支援体制を整備する

発達障害者センターや専門的な医療機関の設置、専門知識を持つ人材の育成、教育や就労の支援などを義務づけ、関係機関の連携を図る。

発達障害について

学習障害 (L D --- Learning Disabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち、特定のものの習得に困難を示す状態。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。

注意欠陥多動性障害(A D H D --- Attention Deficit Hyperactive Disorder)
年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

特に、多動や衝動が著しい児童の場合、中学生年齢に非行に発展する児童もいる
外国の長期にわたる追跡調査で、小学校低学年に A D H D であった子どもの 5, 6 割が中学生年齢で非行になったという報告がある。日本の専門家の経験では、多動児の中でも子ども虐待が絡む児童において非常に高率に非行に発展するといわれる。

高機能自閉症

知的発達の遅れがなく、言葉の遅れがある自閉症のこと。3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

知的障害が無い場合、これまでの法制度では、支援されなかった。
著しく育てにくい子であるために、児童虐待を受ける可能性が高い。
学校教育では、集団不適應や不登校が大きなテーマとなりつつある。

アスペルガー症候群

知的障害が無く、言葉の遅れを伴わない自閉症である。3歳頃には二語文を話し、会話も可能となるため、幼児健診でチェックされにくい。しかし、言葉の遅れがないとはいえ自閉症の主症状を持ち、社会性の発達に自閉症と同質の問題を持つ。

国の動き

- 平成 11 年(1999) 7 月 学習障害児の指導について[報告]
- 平成 13 年(2001) 1 月 文部科学省の「特殊教育課」が「特別支援教育課」へ変わる
- 平成 13 年(2001) 1 月 21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議[最終報告]
〔障害の種類、程度に応じた場における教育から、ニーズに応じた特別支援教育へ。量的な整備から、質的向上へ。〕
- 平成 15 年(2003) 3 月 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議[最終報告]
〔障害の種類、程度に応じた場における教育から、ニーズに応じた特別支援教育へ。量的な整備から、質的向上へ。〕
- 平成 15 年(2003) 3 月 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果公表
〔LD・ADHD・高機能自閉症の状態像を示す児童生徒の割合が、6.3% という調査結果。〕
- 平成 15 年(2003) 4 月 特別支援教育体制推進モデル事業を開始
〔平成 19 年度までに、全国全ての小・中学校(約 34,000 校)に、LD・ADHD・高機能自閉症等のための校内支援体制の構築を目指した事業。〕
- 平成 16 年(2004) 1 月 小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)の公表
〔現行法制度内で対応できる取り組みについて示した。〕
- 平成 16 年(2004) 3 月 中央教育審議会 特別支援教育特別委員会 設置
- 平成 17 年(2005)12 月 中央教育審議会 特別支援教育特別委員会[答申]
「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」

東京都の動き

- 平成 14 年(2002) 7 月 東京都心身障害教育改善検討委員会 設置
- 平成 15 年(2003)12 月 東京都心身障害教育改善検討委員会 [最終報告]
「これからの東京都の特別支援教育の在り方について」
- 平成 16 年(2004)11 月 東京都特別支援教育推進計画 発表

中央教育審議会 特別支援教育特別委員会[答申] 平成 17 年(2005)12 月 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」

盲・聾・養護学校制度の見直し

障害種別にとらわれず、重複障害に対応した教育を行う学校制度とする。

小・中学校における制度的見直し

発達障害のある児童・生徒への指導・支援を制度的に位置づけ、教育委員会や学校における特別支援教育の推進体制を整備促進する。

教員免許制度の制度的見直し

特別支援教育に関する専門性が求められることから、特別支援学校教諭免許状の取得を促進する。

「東京都特別支援教育推進計画」(平成 16 年 11 月)

第 4 章 小・中学校における特別支援教育の充実への支援 の要旨

特別支援教育体制モデル事業

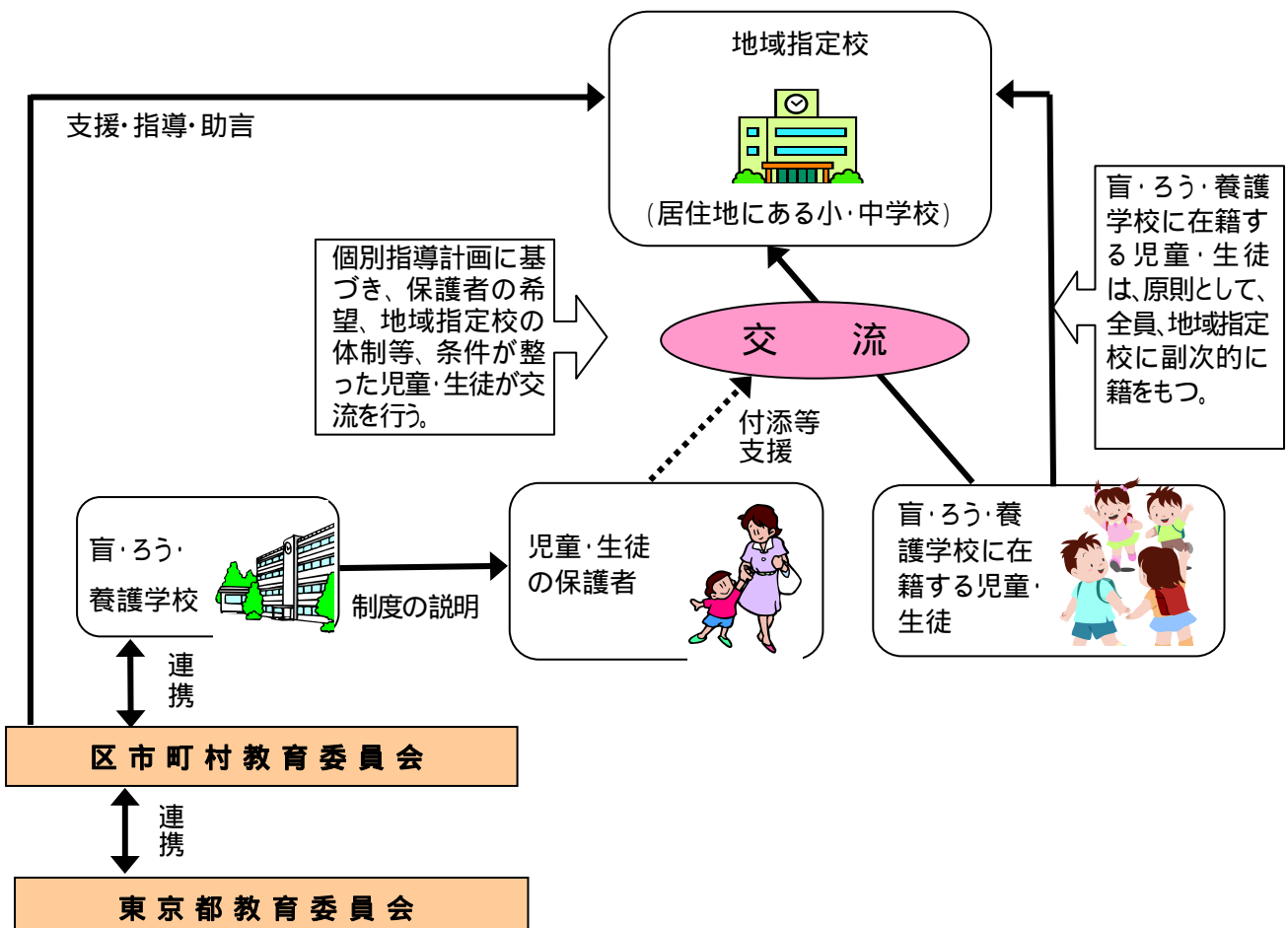
小・中学校における特別支援教育の推進体制を整備するため、東京都教育委員会によるモデル事業を行う。(H16 年度～H18 年度:北区、八王子市、調布市、あきる野市)

- ・校内体制の整備に関すること
- ・特別支援教育コーディネーターの指名養成
- ・特別支援教室の設置に向けた試行
- ・専門家等との連携による巡回相談の試行
- ・特別支援教室での指導対象となる児童生徒の判断の仕組みに関すること
- ・特別支援教育の理解啓発に関すること

副籍モデル事業

都立盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、学校・学級だよりや学校・地域行事等における交流、小・中学校の日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る。

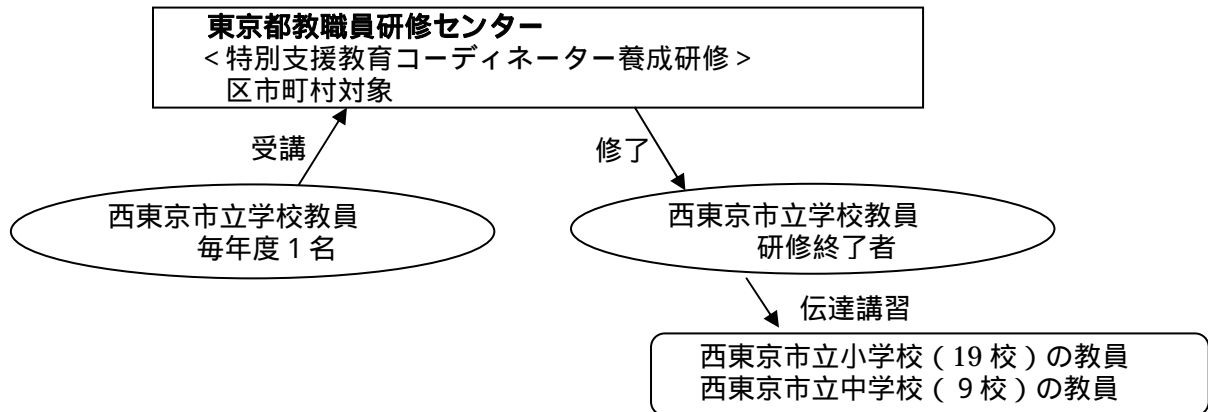
都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携しながら、モデル事業の実施やガイドラインの作成等を行っていきます



上記、モデル事業自治体に、西東京市も応募したが、選にもれた。

特別支援教育コーディネーター養成研修

(西東京市における特別支援教育コーディネーター研修のながれ)

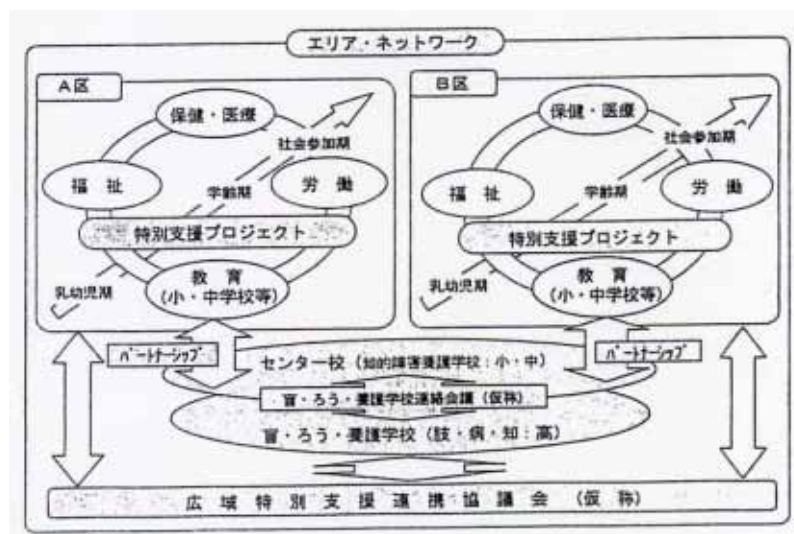


個別の教育支援計画の充実

小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育内容・方法の充実を図るために、「個別の教育支援計画」に基づく指導を推進する。平成19年度からは、区市町村への普及を進めていく。

特別支援プロジェクト(就学支援)の推進

障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉・労働の連携に基づく相談支援体制を整備するためのモデル事業を実施します。



西東京市における特別支援教育への取組みについて

1 全般に関するもの

<p>障害児教育検討懇談会での検討</p> <p>障害児教育検討懇談会において、西東京市における特別支援教育のあり方について検討を行なう。</p> <p>(予定) 平成 18 年 5 月末 検討を終了 平成 18 年 6 月 検討結果を教育長へ報告 平成 18 年 6 月以降 市教育委員会事務局において、特別支援教育の実施方法について検討を行ない、平成 19 年度予算要求する。</p>	【学務課】
--	-------

2 教員の資質・専門性の向上に関するもの

<p>特別支援教育コーディネーターの養成(中原小学校 心障学級担任教諭の派遣と研修終了後の各校代表者に対する伝達講習会の実施)</p>	【指導課】
<p>特別支援教育に関する研修会の実施</p> <p>(例1) 特別支援教育研修会 モデル事業推進地域であるあきる野市の特別支援教育担当者、教育相談所巡回相談員を招へいし、「特別支援教育の概要」、「巡回相談と各校の支援体制整備」についての研修を行う。(他の内容でも4回)</p> <p>(例2) 保健主任研修会「特別支援教育と養護教諭の役割」大学教授による講義</p> <p>(例3) 教育相談研修「配慮を要する児童・生徒への対応」大学教授による講義</p>	【指導課】
<p>小金井養護学校、小平養護学校、田無養護学校への本市「特別支援研修会」の紹介及び特別支援教育コーディネーターと指導主事との情報連携</p>	【指導課】
<p>小金井養護学校研修会へ、指導主事による助言者としての参加</p>	【指導課】

3 特別支援教育体制に関するもの

<p>特別支援教育コーディネーターの配置と校内委員会の設置</p> <p>(平成18年4月現在)</p> <p>特別支援教育コーディネーターの配置 全校(小学校19校、中学校9校) 校内委員会の設置 全校(小学校19校、中学校9校)</p>	【指導課】
--	-------

4 交流に関するもの

<p>小平養護学校の在籍児童・生徒に対する学校行事の案内</p> <p>本市在住児童・生徒の居住地の学校から行事等を案内する。ただし、当該児童・生徒の保護者が希望する場合のみとする。小平養護学校長からの依頼により本市教育長から協力を承諾し、各学校長へ交流教育の協力依頼を行った。平成17年7月から</p>	【指導課】
--	-------

5 啓発に関するもの

<p>理解啓発資料の配布</p> <p>東京都教育委員会が作成したリーフレット(『正しい理解と適切な支援を必要とする児童・生徒がいます』)を小・中学校保護者へ配布した。 平成16年5月</p>	【学務課】
--	-------

特別支援教室について

通常の学級に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の特別な教育的支援を要する児童・生徒に対する新たな教育ニーズに対応するため、国の「最終報告」では、障害のある児童・生徒が、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるような弾力的システムを実現するために制度的見直しを行うこととされています。

特別支援教室(仮称)の例示としてのイメージ

- ・ 特別支援教室 ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態
【現在の心身障害学級（固定学級）に類似】
- ・ 特別支援教室 比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態
【現在の通級指導学級に類似】
- ・ 特別支援教室 一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態
【個別指導を受けられるように、小さな部屋に、イス、机、黒板を配置しているもの】



調布市立石原小学校の個別指導の様子
(西東京市障害児教育検討懇談会委員の視察)

第9回 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

日時：平成18年5月25日(木) 10:00～11:50

場所：保谷3階 教育委員会会議室

- 議題：1.平成18年度の委員会の進め方とスケジュールについて
2.検討9項目における課題及び留意点の洗い出し
3.喫緊の課題
4.その他

1.平成18年度の委員会の進め方とスケジュールについて

- ・できるかぎり、毎月1回開催。
- ・スケジュールの確認 学校の適正規模の検討 適正配置の検討(ブロックごと) 基本方針の作成。
- ・今まで課題別に整理してきた資料を使い、学校施設の適正規模・適正配置について検討を行っていく。

2.検討9項目における課題及び留意点の洗い出し

- ・統廃合によって空いた学校を 公共施設として活用 財源を生み出すという2つの点を踏み込んで検討していく必要がある。
- ・小中学校の統合方策検討の際に、教育効果として、子ども達にどのような影響が出るのかを考えながら検討を進めていく。
- ・検討してきた9項目について、各担当で視野を広げる必要がある(「市民の視点」「学校経営上の視点」を含む)

3.喫緊の課題

- ・碧山小学校は宅地開発により児童が増加。40人のクラスが多く、学級増の原因となった。依然として40人ボーダー人数なので、学級の増減が変動する。
- ・上向台小学校は、「指定校変更特例措置」「学校選択制」「指定校変更の実施」「大規模マンション開発」などにより学級数が増加。
- ・谷戸小学校と中原小学校は相関関係で、一方の児童が減っても、一方の児童が増える。
- ・1週間のコマ数は決まっており、学級増に伴い、特別教室が必要になることがある。
- ・少人数学級を実施する場合、教室数が必要になることもある。

4.その他 (フリー教室)

- ・総合計画で、平成20年度検討に挙げられており、不登校ぎみまたは学校復帰を助けるもの。
- ・不登校の児童、生徒とは、30日以上欠席の者。

【資料】

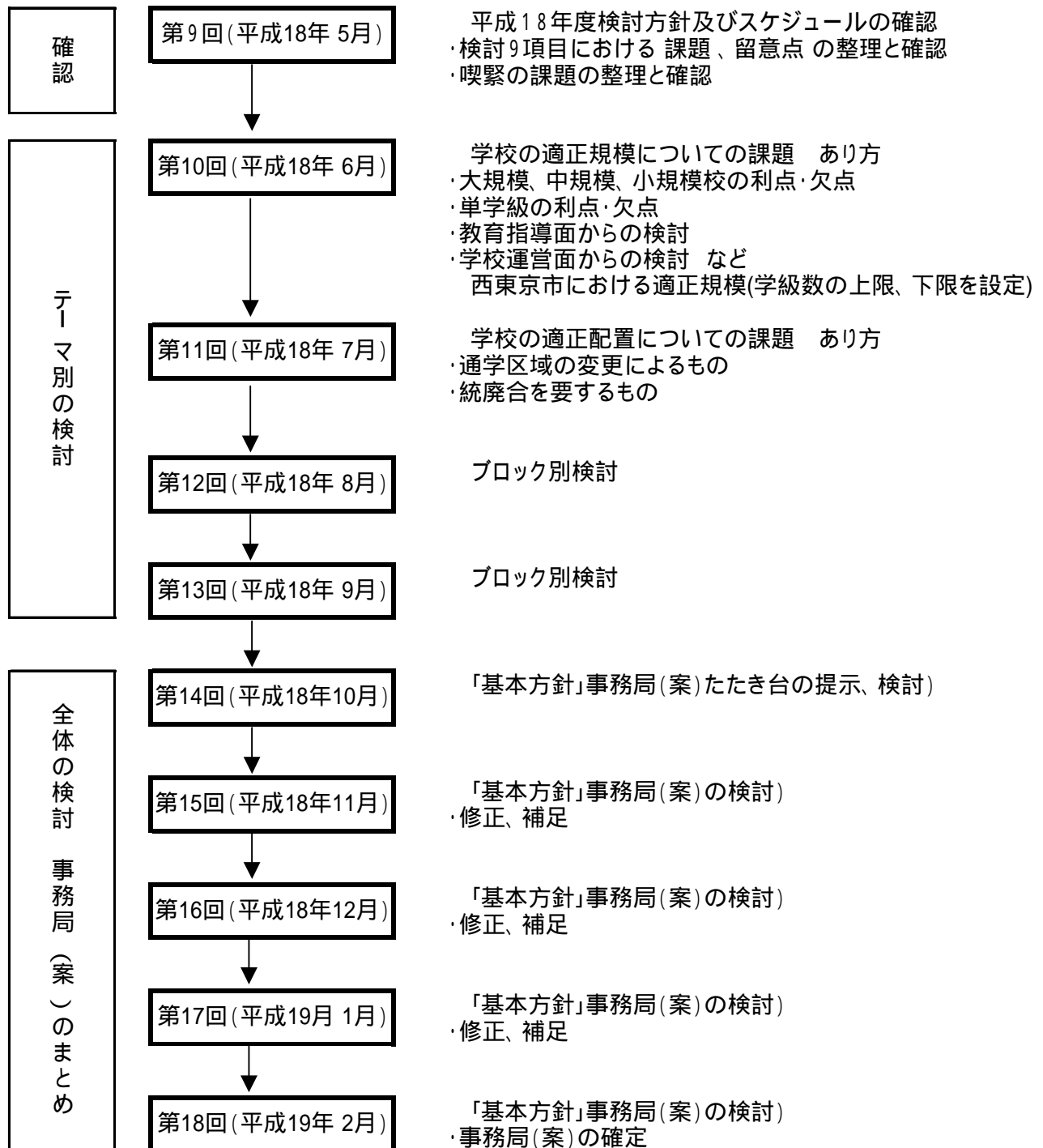
資料 1 ・平成 18 年度適正規模・適正配置部内検討委員会の進め方（案）

資料 2 ・喫緊の課題

資料 3 ・学校の空き教室を利用した「フリー教室」設置の検討～不登校対策の一方策として～

学務課 学務係

平成18年度適正規模・適正配置部内検討委員会の進め方(案)



喫 緊 の 課 題

1 普通教室の不足

碧山小	平成 18 年度	1 教室不足	プレハブ対応 (2 教室分)
上向台小	平成 18 年度	2 教室不足	特別教室を普通教室に改修 (4 教室分)
谷戸小	平成 20 年度	1 教室不足	
	平成 22 年度	2 教室不足	
中原小	平成 20 年度	1 教室不足	
	平成 21 年度	2 教室不足	
	平成 22 年度	4 教室不足	

2 上向台小の児童数の増加の主な要因

- (1) 「指定校変更特例措置」の開始により、新町 (保谷第二小区域) からの入学が可能になったこと。
- (2) 「学校選択制」「指定校変更」により、学区域外からの入学が可能になったこと。
特に、雇用促進住宅 (向台小区域) からの入学が目立つ。
- (3) 三共製薬跡地に「パークウエスト東京」が建設されたこと。

学校の空き教室を利用した「フリー教室」設置の検討
～不登校対策の一方策として～

○不登校対策の中心課題＝中1不登校の未然防止

これまで、中学1年生で不登校(病気や経済的理由などを除いた年間30日以上
の長欠席者)が、急増すると思われてきた(「中1ギャップ」)。実際、小学校6年時と
中学校1年時の不登校生徒数を比べると、数字は3倍前後に増える。

しかし、中学で不登校になる生徒の8割近くが小学校時に「不登校相当」の経験
があることが分かった。さらに、それらの生徒の多くが中学入学当初は登校しなが
らも、早い時期に欠席が目立ち始めることも明らかになった。

したがって、中学1年時の早期対応によって、不登校を未然に防止し、結果とし
て不登校生徒数を減少させることが可能になるのである。

(平成13・15年度「中1不登校生徒調査」国立教育政策研究所生徒指導研究センターより)

○不登校未然防止の方策

(1)不登校生徒の特長

これまでのような「神経症的不登校」も存在するが、むしろ、次のような背景の
不登校が増加している。

- ①軽度発達障害を原因とするもの
- ②対人関係上に困難を抱えているもの
- ③学習不振によるもの

そして、これらの生徒は、

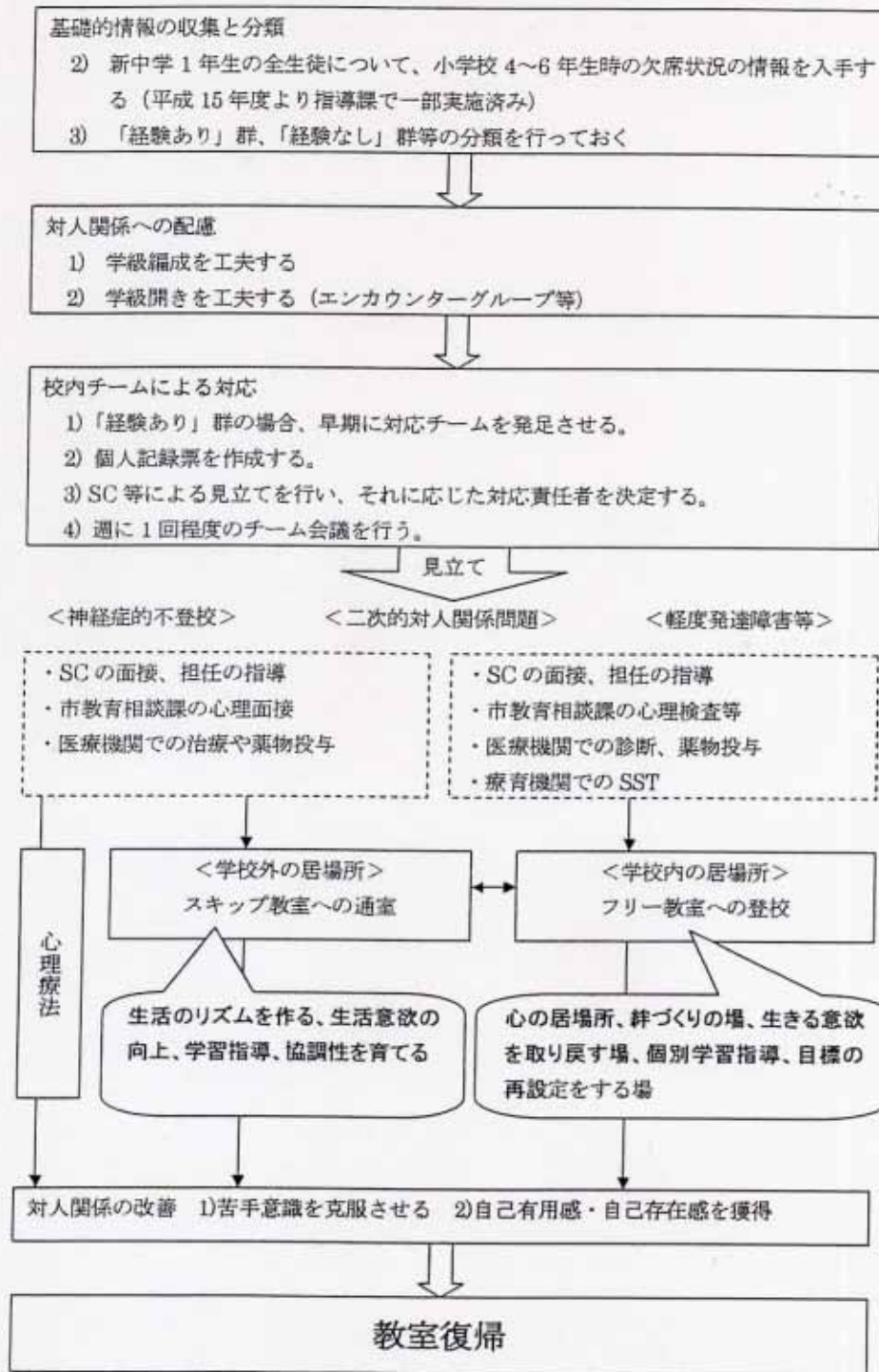
- ① 器質的なもので乳幼児期から傾向がみられ、小学校入学後から低学年で不適応
を起こすが、高学年になると行動面では一旦落ち着きが見られ、逆に内面で不
適応感が増幅している場合、
- ② 家庭環境等により二次的に対人関係上の困難さを抱え、小学校高学年から教室
定着の困難さや問題行動が顕著になるが、明確な不登校とはならず「不登校児
童数」には換算されないものの、中学に入ったとたんに、はっきりとした「不
登校」になってしまう場合、が多い。

(2)「国立教育政策研究所生徒指導研究センター」の調査結果より

小学校時代の不登校児童に、不登校相当児童(欠席日数に別室登校と遅刻・早退
の日数を換算して一定の日数を超える児童)も加えて「不登校経験あり」群とし、
不登校経験あり」群と「不登校経験なし」群を比較し、次のことが明らかとなった。

- ① 中1に不登校になった生徒のうち「経験なし」群は20～25%程度である
- ② 「経験あり」群の生徒は4月当初から欠席が目立ち始めるのに対して、「経験
なし」群の生徒は夏休み明けから欠席が目立ち始める。
- ③ 欠席の原因の一つとして、学業不振が考えられる。

(3)校内チームを作り、学校内で早期対応を行うことが効果的である。



第10回 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

日時：平成18年7月19日(水)10:00~12:00

場所：保谷4階 B会議室

議題：1. 西東京市における小・中学校の適正規模について
2. 喫緊の課題

【現状】

- ・ 特別教室については、空き教室数の関係により、全ての学校に備わっているものもあれば、そうでないものもある。各学校によりばらつきが見られる。
- ・ コンピュータ室や視聴覚室などは、空き教室を改修し特別教室として使用していることが多い。

【問題点】:

- ・ 本市の中には、児童数の激増により運動場の有効面積が狭くなる学校が数校存在する。

【課題】

- ・ 最低限必要な特別教室の検討。
- ・ 設置が必要と思われる特別教室の整備。
- ・ 普通教室が不足する学校4校(碧山小学校、上向台小学校、谷戸小学校、中原小学校)についての対応策及び、次年度以降の予算確保などの確認。
- ・ 今後、普通教室が不足した場合の対応基準の準備。

【資料】

資料1・市内小・中学校教室一覧

資料2・小・中学校設置基準及び市内小・中学校規模一覧

市内小・中学校教室数一覧

H18年度の状況

小学校	普通教室数	うち通常学級	うち心障学級	特別教室数	教室以外の部屋
田無小学校	26	18	5	6	2
保谷小学校	24	12	-	8	1
保谷第一小学校	26	16	-	8	1
保谷第二小学校	24	17	-	9	0
谷戸小学校	15	14	-	8	4
東伏見小学校	24	17	-	8	5
中原小学校	21	16	5	13	1
向台小学校	24	19	-	7	1
碧山小学校	16	17	-	10	1
芝久保小学校	23	12	-	6	1
栄小学校	21	17	-	7	1
泉小学校	16	11	-	8	3
谷戸第二小学校	20	18	-	8	0
東小学校	17	12	2	9	1
柳沢小学校	21	13	-	7	2
上向台小学校	19	21	-	8	1
本町小学校	19	12	-	7	0
住吉小学校	18	11	-	10	2
けやき小学校	24	22	-	12	3

特別教室(すべての小学校に備わっているもの)

理科室、音楽室、図工室、家庭科室、コンピュータ室、図書室の6教室

特別教室(学校によりばらつきのあるもの)

教育相談室、特別活動室

中学校	普通教室数	うち通常学級	うち心障学級	特別教室数	教室以外の部屋
田無第一中学校	24	10	3	16	0
保谷中学校	19	15	3	14	1
田無第二中学校	18	11	-	13	0
ひばりが丘中学校	24	14	-	12	1
田無第三中学校	21	12	-	11	0
青嵐中学校	15	12	-	11	0
柳沢中学校	17	10	-	15	0
田無第四中学校	18	12	-	13	0
明保中学校	16	9	-	16	4

特別教室(すべての中学校に備わっているもの)

理科室(×2)、音楽室、美術室、技術室、家庭科室(×2)、コンピュータ室、図書室の9教室

特別教室(学校によりばらつきのあるもの)

特別活動室、教育相談室、視聴覚室、進路資料指導室

小・中学校設置基準

学校教育法第3条に基づき、平成14年3月29日に文部科学省令公布、最低基準として位置付

校舎の面積

児童・生徒数	小学校 (m ²)	中学校 (m ²)
1～40人	500	600
41～480人	500+5×(児童数-40)	600+6×(生徒数-40)
481人以上	2700+3×(児童数-480)	3240+4×(生徒数-480)

運動場の面積

児童・生徒数	小学校 (m ²)	中学校 (m ²)
1～240人	2400	3600
241～720人	2400+10×(児童数-240)	3600+10×(生徒数-240)
721人以上	7200	8400

学級数(施行規則第17条)

12学級以上18学級以下を標準とする。

小学校規模(H18年度)

学校名	比較	校舎面積(m ²)	運動場面積(m ²)	基準値を満たさないもの	
				学級数	児童数
田無小学校	実際	5426	7608	18	571
	基準	2973	5710		
保谷小学校	実際	5597	9098	12	436
	基準	2480	4360		
保谷第一小学校	実際	5220	4863	16	536
	基準	2868	5360		
保谷第二小学校	実際	5042	5202	17	533
	基準	2859	5330		
谷戸小学校	実際	4487	8440	14	446
	基準	2530	4460		
東伏見小学校	実際	5537	7259	17	537
	基準	2871	5370		
中原小学校	実際	5378	6554	16	537
	基準	2871	5370		
向台小学校	実際	4558	7091	19	690
	基準	3330	6900		
碧山小学校	実際	5216	6541	17	534
	基準	2862	5340		
芝久保小学校	実際	5175	9488	12	343
	基準	2015	3430		
栄小学校	実際	4268	4499	17	552
	基準	2916	5520		
泉小学校	実際	3913	5497	11	299
	基準	1795	2990		
谷戸第二小学校	実際	4550	5339	18	558
	基準	2934	5580		
東小学校	実際	3953	5613	12	361
	基準	2105	3610		
柳沢小学校	実際	4901	5343	13	439
	基準	2495	4390		
上向台小学校	実際	5073	5000	21	700
	基準	3360	7000		
本町小学校	実際	4480	4338	12	336
	基準	1980	3360		
住吉小学校	実際	5426	5075	11	293
	基準	1765	2930		
けやき小学校	実際	10388	12025	22	755
	基準	3525	7200		

中学校規模(H18年度)

基準値を満たさないもの

学校名	比較	校舎面積(m ²)	運動場面積(m ²)	学級数	生徒数
田無第一中学校	実際	6022	4000	10	367
	基準	2562	4870		
保谷中学校	実際	4709	10489	15	521
	基準	3404	6410		
田無第二中学校	実際	5684	14372	11	400
	基準	2760	5200		
ひばりが丘中学校	実際	5915	11207	14	454
	基準	3084	5740		
田無第三中学校	実際	4702	9561	12	419
	基準	2874	5390		
青嵐中学校	実際	4503	7655(2495)	12	443
	基準	3018	5630		
柳沢中学校	実際	5136	7668	10	362
	基準	2532	4820		
田無第四中学校	実際	5575	7400	12	457
	基準	3102	5770		
明保中学校	実際	5760	5720	9	290
	基準	2100	4100		

建て替え中につき現状は()内

2 . 各課係ヒアリング実施による具体的な取り組み項目の方向性確認

1) ヒアリング実施の目的

学校施設適正規模・適正配置を考えるにあたっては、前述の学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会での検討経緯を踏まえ、特出しされている以下の6つの項目について、各課係にヒアリングを実施した。

- ア．特別支援教育との関連
- イ．学校教育施設建替え
- ウ．小・中一貫教育との関連
- エ．少人数指導、習熟度別指導
- オ．中学校給食
- カ．40人学級の見直し

ヒアリングでは、各項目についての担当ごとの役割整理、方向性の確認をおこなった。各項目と各課係との関係については次の通りとなっている。

項目	項目に関係する各課係
ア．特別支援教育との関連	指導課教職員指導係 教育相談課教育相談係 学務課学務係
イ．学校教育施設建替え	教育庶務課施設係
ウ．小・中一貫教育との関連	指導課教職員指導係
エ．少人数指導、習熟度別指導	指導課教職員指導係
オ．中学校給食	学務課保健給食係
カ．40人学級の見直し	指導課教職員指導係

ヒアリング等で得られた方向性については、各項目ごとに以下にまとめる。

ア．特別支援教育との関連

【概要】

- ・学校教育法の改正、特殊教育から特別支援教育への移行に伴い、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、LD*₁（学習障害）、ADHD*₂（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症*₃を含め、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び教育的支援を行う、新しい教育体制。

（国・都の動き）

国： 小・中学校における LD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）の公表（平成 16 年 1 月）
中央教育審議会 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）（平成 17 年 12 月）

都： 東京都心身障害教育改善検討委員会 設置（平成 14 年 7 月）
東京都特別支援教育推進計画 発表（平成 16 年 11 月）

（西東京市の動き）

障害児教育検討懇談会での検討

【ヒアリングまとめ】

現況： 特別支援教育は、法改正に伴い、平成 19 年度から始まる新しい教育体制（一人一人のニーズに応じた適切な指導、教育的支援を行うこと。）
特別支援教室として想定されているのは 3 パターン（：心身障害学級【固定学級】に類似、：通級指導学級に類似、：個別指導のための教室をイメージ）
特別支援教育の実施に際しては、新たに、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症が通級指導の対象者となる。
特別支援教育についての各課各係の役割については、部内で現在調整している。
固定学級 = 小学校 3 校（情緒障害・知的障害：2 校、知的障害のみ：1 校）
中学校 2 校（情緒障害・知的障害：2 校）
通級学級 = 小学校 4 校（情緒障害 2 校、言語障害 2 校）
情緒障害学級については、現状で不足する状況になっている。
保護者からは、中学校での実施についても要望が出されている。

方向性： 通級指導学級（情緒障害）の新設を予定している（小学校）。
特別支援教室の設置とあわせ、フリー教室を検討したい。
担当各課係で引き続き検討していく。

課題： ・調査値では新たに 820 人の児童・生徒が対象となるが、実態の把握が必要。
・各校の学校規模を見きわめる必要があり、児童・生徒数が減少している地区の学校で設置を考える必要がある。

*印の用語は次頁参照

イ．学校教育施設建替え

【概要】

- ・ 市内の小中学校 28 校中 16 校が昭和 30、40 年代の建物となっており、老朽化が進んでいる。
- ・ 基本的には前回改修年度順に大規模改修を行っていくが、未施行の建物、老朽化の著しい建物は優先的に実施する。
- ・ 改修工事に関しては、校舎を優先とする。

【ヒアリングまとめ】

現況： 20 年度から、合併後初の校舎の大規模改修工事を予定。（耐震工事は実施済み）

財政状況から工事規模の圧縮が必要。

施設改修にあたっては各校 2 年を要する。（概ね夏休み期間中）

東京都建築安全条例により、制約を受ける施設がある。

プレハブ増築についても上記制約を受ける。

方向性： 長期的には、児童・生徒数の減少が予想されることから、現段階においては、仮に教室が不足する場合においても、転用やプレハブ増設による対応を考えている。

学校施設適正規模・適正配置の検討により、長期的な統廃合の可能性について示されることが望まれる。それに基づいて、大規模改修の計画を進めたい。

課題： ・ 校舎の老朽化に際し、建替えが難しい学校の改修方法（都の建築安全条例をどうクリアするか）

* 1 LD(学習障害)：

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなど特定なものの習得と使用に著しい困難を示す状態。

* 2 ADHD(注意欠陥多動性障害)：

以下の3つの行動特徴が長期間にわたりしばしば見られる状態。

不注意...不注意な過ちをおかす、注意が持続しない、必要な物をなくすなど。

多動性...手足をそわそわ動かす、すぐに席を離れる、じっとしてられないなど。

衝動性...質問が終わらないうちに答える、順番を待つことが苦手など。

* 3 高機能自閉症：

以下の3つのことを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、3歳までに現われ、知的発達の伴わないものをいう。

他人との社会的関係の形成の困難さ

言葉の発達の遅れ

興味や関心が狭く、特定のものにこだわること

ウ．小・中一貫教育との関連

【概要】

- ・ 小学校から中学校で約3倍となる不登校を小中連携の取り組みにより、未然防止する。
- ・ 小学校から中学校へ円滑に移行できるよう、小中学校の連携を強め、9年間を見通した教育課程を編成する。
- ・ 本市では、「小中連携教育」から入る。
- ・ ハード面からの連携とソフト面からの連携が考えられる

ハード面での整備

- ・ 校舎一体型（新設）
- ・ 既存校舎活用型・・・小・中学校の敷地が隣接する。同じ敷地にある場合は統廃合する。

ソフト面での見直し

- ・ 6 - 3制、指導方法、学習内容の見直しなどが考えられる

【ヒアリングまとめ】

現 況： 私学及び一部の区では、小中一貫校を実施している。
平成18年度、19年度に研究指定校で検討する予定。

方向性： 市では、「小中連携教育」から入る。
ハードとしての小中一貫校を建てるのは不可能であることから、近隣の小学校と中学校間で行う方法が望ましい。（モデルとして、本町小と保谷中は位置的に最適である）
保護者が望む一貫教育は、8年間で義務教育を終わらせて、1年間は受験指導を期待しているが、公立での先送り学習は不可。
不登校児が増加しているが、（小学校から中学校への進学時に急増する。）小中連携した取り組みにより、不登校を未然防止することが主なねらいとなる。

課 題： 実施上の課題（教員人事配置の問題）

エ．少人数指導、習熟度別指導

カ．40人学級の見直し

【概要】

- ・ 児童・生徒一人ひとりの理解の程度や、習熟度に合わせた指導を行うことを目的としている。
- ・ T.Tとは、1つの学習集団に、複数の教員が指導にあたり、個に応じた指導の充実を図る方法。(教室数は増加しなくても展開可)
- ・ 少人数指導とは、一学級を複数の集団に分割して指導を行う。
- ・ 算数など、理解の差が出やすい教科に関しては、習熟度別少人数指導を推進している。

【ヒアリングまとめ】

現 況： ティームティーチング(TT)は教室数には影響しない。
少人数指導は、学級数 + 1 教室(以上)が必要になる。
実施状況 小学校：TT = 5 校、少人数指導 = 13 校、両方実施 = 1 校
中学校：TT = 3 校、少人数指導 = 3 校、両方実施 = 2 校、
未実施 = 1 校
実施にあたっては、各校長から都への申請による。
35 人学級、30 人学級を想定した場合、普通教室数が不足。
教員の独自採用も必要。(市負担)

方向性： 東京都教育ビジョンでは、TT から習熟度別少人数指導を推進していく方向性が出されている。
(実施にあたっては、教室数確保が前提となる。)

課 題： 少人数指導の実施に際して、空き教室のない学校がある。
谷戸小、中原小、向台小、碧山小、上向台小
35 人学級の実施に際して、教室が不足する学校がある。
谷戸小、中原小、向台小、碧山小、上向台小

オ．中学校給食

【概要】

- ・ 栄養のバランスの取れた給食を提供することで、健康増進、体位の向上、食事に関しての正しい習慣、社交性を養うこと等を目的としている。
- ・ 実施方法として以下の5点が挙げられる。
 - 自校方式・・・各学校にて、給食を調理提供する
 - 親子方式・・・小学校の施設で、自校分と中学校分の給食を提供し、中学校へ配送する
 - 共同調理場方式・・・中学校の全校分を一つの施設で一括調理し、各中学校へ配送する
 - 自宅弁当・弁当外注委託併用方式・・・市の栄養士による指示のもと、給食業者に調理業務を委託。弁当として配送回収する
 - 弁当外注方式・・・市と弁当業者で協定を結び、業者が作った弁当を販売する。
- ・ 現在本市では 弁当外注方式を実施

【ヒアリングまとめ】

現 況： 中学校の給食実施にあたっては、施設の大幅な改修や設備の新設が必要である。
現在は、弁当外注方式を実施している。

方向性： 給食審議会で審議中（答申は平成19年夏ごろ）
調布市で親子方式を実施した。手法について研究している。